



令和 4 年 12 月 23 日

秦野市議会議長 小菅基司 様

無所属 吉村慶一
同 伊藤大輔
同 佐藤文昭

秦野市議会議員政治倫理規定第 3 条に違反する疑いのある事件の調査請求について

1 請求の理由

ア 本年 11 月 1 日、秦野市長より議長に提出された「一般質問等への対応について(依頼)」(別紙 1)によって、職員に対して、秦野市議会議員政治倫理規定第 3 条の(4)及び(6)に該当する疑いのある行為を行った議員(今のところ氏名は不明)の存在が明らかになりました。

イ 12 月 8 日の議会本会議における一般質問において、議員からの、「特定された議員及び職員の名前と必要な情報を議会に告知すべきだと思いますが、お考えを伺います」との問い合わせに対して、政策部長は、「議会の手続きに基づきまして、秦野市議会議員政治倫理審査会が設置され、協力要請などがあった場合には、執行部としては適切に対応したいと考えております」と答弁しました。また担当副市長は、「議会としてそういう必要性があると考えられて、執行部にそういうお話をあれば、これは真摯に対応しなくてはいけないと、このようなことを思っております」と答弁しました。

ウ 12 月 14 日の代表者会議の議決を経て、12 月 15 日に「市長からの依頼に対する対応について(要請)」(別紙 2)が各議員に配布され、議会として、市長の依頼に対する対応はなされたことになりますが、秦野市議会基本条例第 19 条に規定する「市民の負託に応えるための倫理的義務が課せられていることを自覚した上で、良心と責任感をもって、議員の品位を保持」する立場から、十分なことを行ったとはいえません。

そこで私たちは連署をもって、別紙 1 に係る事実の調査を請求いたします。

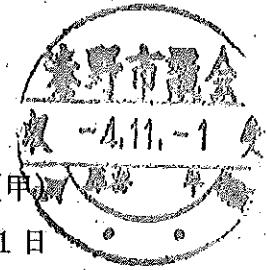
2 規定に違反する疑いがあり、調査を求める事項

別紙 1 に挙げられた議員の特定と事実関係の調査 (規定第 3 条の(4)及び(6)違反行為)

以上

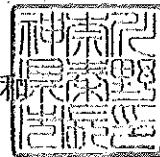
FNo.0・6・0 (甲)

令和4年11月1日



秦野市議会議長 小菅基司様

秦野市長 高橋昌和



一般質問等への対応について（依頼）

一般質問等に係る発言要旨の確認や事務の調整等に当たり、応対した者が身体的・精神的に過重な負担を感じている例が散見されますので、次の事項について議員及び職員の双方が留意し、互いに配慮することで、円滑な市政運営及び議会運営につながるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、職員に対しても同様に留意するよう、副市長名により依命通達する予定です。

- 1 面談、電話及びメールの受・返信等は、原則として職員の執務時間内（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）とし、面談や電話は、あらかじめ終了時刻の目安をもって臨まれるよう、配慮していただきたい。
- 2 面談や電話では、長時間にわたる指摘・主張等の繰り返しや一方的な発言とならないよう、配慮していただきたい。
- 3 意見等が異なる相手に対して、高圧的な態度をとることがないよう、配慮していただきたい。



秦野市議会議員 各位

市長からの依頼に対する対応について（要請）

令和4年11月1日付けで議長宛てに、市長から「一般質問等への対応について（依頼）」があり、代表者会議で報告しその内容を全議員に周知徹底したところです。

市長側の意向は、働き方改革が求められるなか、議員と職員が互いに市民のためになる市政運営につなげることを目指したものであると認識しています。

執行部からの申入れは、未然防止も含め今後の適切な対応を求めているものですが、一方で議会としては、問題であるとされる行為の事実を確定することが困難です。

このため、今回の要請を受け、市長等執行機関と議会は、独立・対等な立場で市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与する使命があることを自覚し、執行部との事務調整等に当たっては、今後、適切に対応するよう改めて要請します。

なお、参考に「議会基本条例」及び「議會議員政治倫理規程」の再確認をお願いします。

令和4年12月15日

秦野市議会議長 小 菅 基

